

措置通知書

観光商工部 商工労働課

報告を受けた事項	措置状況
1. 収入事務 ① 行政財産目的外使用料の徴収において、佐世保市税外諸収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例第2条第1項で「市長は、税外諸収入金を納期限…までに納付しない者に対しては、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、督促状を発していなかった。	条例の確認不足により、督促状を送付していなかったものです。 今後は、あらためて課職員に対して、財務規則及び債権管理マニュアルの周知徹底を図り、適正な事務処理を行うよう徹底しました。さらに、歳入項目ごとの収納確認表を作成し、課内で納期限、納入金額等、納入状況確認を確実に行います。未納確認時には、あらためて督促状送付期限をスケジュール入力することで督促状の送付等、適正な処理を行います。
2. 支出事務 ① 佐世保市新規開業支援利子補給補助金において、同交付要綱第5条第1項で補助金交付申請書の添付書類として規定されている「株式会社日本政策金融公庫が発行する支払額明細書の写し」を提出させていないものがあった。	要綱の確認不足により、添付資料を省略可能と判断をしていたものです。 今回指摘を受けた分については、申請者による必要書類の提出が困難であったため、令和2年12月8日付けで同公庫の支払済額証明の確認をもって資料添付に代えました。 今後は、チェックシートの活用により要綱の十分な確認を徹底することで適正な処理を行います。 なお、申請手続きの簡素化等の観点から申請時における提出書類を見直し、令和3年1月20日付で要綱を改正しました。
3. 契約事務 ① させば振興券購入引換券を全市民へ送付するためのシステム開発業務委託契約(随意契約)において、佐世保市財務規則第178条(同規則第165条の規定を準用)で規定されている予定価格を記載した書面の作成を省略していた。	財務規則の認識不足により、予定価格を記載した書面の作成を省略していたものです。 今後は、財務規則及び随意契約ガイドラインを再確認し、適正な事務処理を行うよう周知徹底しました。

措置通知書

観光商工部 観光課

報告を受けた事項	措置状況
3. 契約事務 ② 令和2年度展海峰(コスモス期)駐車場交通誘導業務委託変更契約において、佐世保市財務規則第176条で「随意契約を締結しようとするときは、あらかじめ第166条の規定に準じて予定価格を定めるものとする。…」と規定されているにもかかわらず、予定価格を設定せず見積金額をもって契約を締結していた。 ③ 展海峰清掃業務委託契約(単価契約)において、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第7条第2項で「長期継続契約の場合の予定価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額で定めるものとし…(1)単価契約で行うもの単価」と規定されているにもかかわらず、予算金額をもって予定価格としていた。 ④ 令和2年度「世界で最も美しい九十九島湾」カメラ活用PR業務委託契約ほかにおいて、佐世保市財務規則第178条(同規則第165条の規定を準用)で規定されている予定価格を記載した書面の作成を省略していた。	財務規則の認識不足により、予定価格を設定せず、見積金額による変更契約を締結したものです。 課内でチェック用として作成している決裁区分等簡易確認表に新たに変更契約を行う場合の予定価格の設定について追加し、併せて契約事務チェックシートを活用し、適正な契約事務を執行するよう課内に周知徹底しました。 また、「リスク管理調査表」に「予定価格の設定の失念」について追記しました。 要綱の認識不足により、予算額をもって予定価格としていたものです。 課内でチェック用として作成している決裁区分等簡易確認表に新たに長期継続契約の場合の予定価格の設定区分(単価契約の場合は「単価」)を追加し、併せて契約事務チェックシートを活用し、適正な契約事務を執行するよう課内にて周知徹底しました。 財務規則の認識不足により、方針決裁による予算組み替えをもって予定価格を記載した書面の作成を省略していたものです。 今後は、担当者及び決裁者による契約事務チェックシートでの確認徹底を行うとともに、財務規則をはじめ、関係法令を再確認し、遵守するよう課内にて周知徹底しました。 また、「リスク管理調査表」に「予定価格の設定の失念」について追記しました。

措置通知書

観光商工部 観光課

報告を受けた事項	措置状況
⑤ 黒島島内シャトルバス運行等（令和2年夏休み期）業務委託契約において、佐世保市財務規則第158条第3項で「…契約の解除の通知は、配達内容証明郵便によりしなければならない。」と規定されているにもかかわらず、解除の通知を配達内容証明郵便の方法で行っていなかった。 4. 財産管理事務 ① 普通財産賃貸借契約において、佐世保市財務規則第138条で「…随意契約の相手方を決定したときは、遅滞なく、…契約書を作成しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、契約書を作成しないまま使用させていた。	財務規則の確認不足により、契約の解除の通知を誤った方法で送付したものです。 今後は、財務規則を再確認し、適正な契約事務を執行するよう、課内にて周知徹底しました。 当契約は、方針決定時に有償貸付の方向性も決めてなかったことに加え、業務計画等に契約時期を記載していなかったため、内部の決裁ラインでも未契約であることに気付くことができず、事務の進捗管理が不十分なために、賃貸借契約を失念したものです。 令和2年度の契約については、令和2年12月18日付で契約を締結し、令和3年1月5日に収納を確認しました。 再発防止として、年間の事業計画に賃貸借契約締結の時期を記載する、歳入に財産貸付収入を計上し、納付時期に納付状況を確認する、会議の記録等はその都度供覧し、情報共有と進捗報告を徹底するなど、部内で管理体制の不備を是正する対応を図りました。

措置通知書

観光商工部 ふるさと物産振興課

報告を受けた事項	措置状況
1. 収入事務 ② キラっ都佐世保応援寄附金において、佐世保市財務規則第 75 条第 1 項及び第 2 項で「出納員等は、現金を収納するときは、…領収書を納入に交付しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、領収書を納入に交付していなかった。 ③ 領収書綴において、佐世保市財務規則第 77 条第 1 項で「出納員は、領収書綴受払簿を備え領収書綴の受払いを整理しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、領収書綴受払簿を備えておらず、受払いの管理を行っていなかった。 3. 契約事務 ⑥ 佐世保市ふるさと納税支援業務委託に伴う収納業務委託契約ほかにおいて、 ア 佐世保市財務規則第 83 条第 1 項で「…歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、「広報させば」に登載しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、「広報させば」へ登載しないまま収納事務をさせていた。	財務規則の確認不足により領収書の交付が漏れていたものです。 当該領収書については、令和 2 年 12 月 16 日までに漏れていた 5 件の寄附者に交付しました。 今後は、「リスク管理調査表」に対応策を追加し、歳入金の現金取扱い事務処理マニュアルを見直した上で、対応に漏れがないよう周知徹底しました。 財務規則の確認不足により、領収書綴受払簿の作成を行っていなかったものです。 今回の指摘を受け、令和 2 年 12 月 16 日に領収書綴受払簿を備え、現在管理している領収書綴を登載しました。 今後は、「リスク管理調査表」に対応策を追加した上で、適正に管理します。 財務規則の確認不足により、広報させばに登載していなかったものです。 今回の指摘を受けて、令和 3 年広報させば 3 月号に登載しました。 今後は、財務規則を再確認し、契約の起案時において、広報させばへの搭載手続きも含めて事務処理を行う方法に改めるとともに、契約事務進捗状況確認表を作成することで当該事務を一元的に管理し、適正な事務処理を行うよう周知徹底しました。

措置通知書

観光商工部 ふるさと物産振興課

報告を受けた事項	措置状況
イ 佐世保市財務規則第 84 条第 1 項で「市長は、徴収受託者又は収納受託者（以下この条において「徴収受託者等」という。）の氏名、住所、年齢及び性別並びに委託に係る歳入及び委託の内容（年度）を記載した証票を毎年度当初に作成し、これを徴収受託者等に交付しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、証票を交付していなかった。	財務規則の確認不足により、証票の作成及び交付を行っていなかったものです。 今回の指摘を受けて、令和 3 年 2 月 1 日付けで証票を交付しました。 今後は、財務規則を再確認し、契約事務進捗状況確認表を作成することで当該事務を一元的に管理し、適正な事務処理を行うよう周知徹底しました。

措置通知書

観光商工部 競輪事務所

報告を受けた事項	措置状況
1. 収入事務 ③ 領収書綴において、佐世保市財務規則第 77 条第 1 項で「出納員は、領収書綴受払簿を備え領収書綴の受払いを整理しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、領収書綴受払簿を備えておらず、受払いの管理を行っていません。	財務規則の確認不足により、領収書綴受払簿の作成を行っていませんでした。 今回の指摘を受け、令和 2 年 12 月 16 日に領収書綴受払簿を備え、現在管理している領収書綴を登載しました。 今後は、「リスク管理調査表」に対応策を追加した上で、適正に管理します。
④ 光熱水費等実費の徴収において、佐世保市財務規則第 66 条の 2 で「納期限について、法令又は契約若しくは処分に定めがないときは、納入及び債権金額を確認した日から 20 日以内における適宜の納期限を定めるものとする。」と規定されているにもかかわらず、納期限を定めていなかった。	財務規則の確認不足により、納期限の設定を失念していました。 今回の指摘を受け、納付書の写しを歳入調定決裁に添付するなど事務処理マニュアルの見直しを行い、規則に基づいた適正な事務処理を行うよう周知徹底しました。